（記録の整備）

第八十二条の二　（略）

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第八十九条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～三　（略）

四　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

五　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

六～九　（略）

２　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五～九　（略）

３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六　（略）

（記録の整備）

第九十条の二　（略）

２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（記録の整備）

第八十二条の二　（略）

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）

三　次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第八十九条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～三　（略）

（新設）

四～七　（略）

２　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三～七　（略）

３　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三・四　（略）

（記録の整備）

第九十条の二　（略）

２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録